

令和4年10月3日

お客さまへ

福岡県信用組合

当座勘定規定等の改正のお知らせ

当組合は、令和4年11月4日の電子交換所への移行に伴い、当座勘定規定等を改正いたします。

記

1. 対象となる規定・用法

- ・当座勘定規定（一般用）
- ・小切手用法
- ・約束手形用法
- ・為替手形用法

2. 規定・用法の改正点

詳細については、別添の新旧対照表をご覧ください。

- ・[当座勘定規定（一般用）の改正について（新旧対照表）](#)
- ・[小切手用法の改正について（新旧対照表）](#)
- ・[約束手形用法の改正について（新旧対照表）](#)
- ・[為替手形用法の改正について（新旧対照表）](#)

3. 改正日

令和4年11月4日（金）

※令和4年11月3日以前に開設済みの当座預金口座については、令和4年11月4日から改正後の当座勘定規定等を適用させていただきます。

4. 改正後の規定・用法

改正後の規定・用法の全文につきましては、当組合ホームページ掲載の規定・用法をご覧ください。

以 上